

「基礎施工士」と「登録基礎工基幹技能者」について

国土交通省では、建設工事の品質確保・品質向上等を目的として各種の登録制度を規定しています。

建設業に関する登録制度の内、「基礎施工士」と「登録基礎工基幹技能者」に係わる登録制度は、下記のとおりとなっています。

1. 【登録基礎ぐい工事試験〔国土交通省 HP より〕

建設業者は、その営業所ごとに、建設工事の施工に関する一定の資格又は経験を有する技術者で専任のものを置かなければなりません。建設業法第7条第2号及び建設業法施行規則第7条の3において、一般建設業者の営業所専任技術者となるための要件を定めています。

国土交通省では、平成28年8月1日より、基礎ぐい工事に必要な知識及び技術を確認するための試験の登録をし、登録された試験に合格した者を一般営業所専任技術者（主任技術者）として認めることとしました。

登録基礎ぐい工事試験実施機関として試験事務を行うためには、申請の手続きを行い、所定の要件に適合するかどうかについて国土交通大臣の審査を受け、その登録を受ける必要があります。】

登録基礎ぐい工事試験実施機関：(2017年6月現在)

(一社) コンクリートパイル建設技術協会 (COPITA)

(一社) 日本基礎建設協会 (日基協)

登録基礎ぐい工事試験の合格者には、(一社) コンクリートパイル建設技術協会及び(一社) 日本基礎建設協会から「登録基礎ぐい工事試験合格証明書」及び「基礎施工士認定証」が与えられます。

COPITAで策定した既製コンクリート杭の施工に関する自主ルール「既製コンクリート杭工法の施工管理要領（プレボーリング工法編）」(国土交通大臣に届け出・承認済み)では、「基礎施工士」の資格保有者又は各基礎杭工法の講習修了者が施工管理者として現場施工に常駐することを必須としています。

2. 【登録基幹技能者講習〔国土交通省 HP より〕

建設産業において、生産性の向上を図るとともに、品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには、建設現場で直接生産活動に携わる技能労働者、とりわけその中核的役割を担う立場にある基幹技能者（熟達した技能を有し、かつ、安全管理・品質管理・原価管理・工程管理等のマネジメントができ、現場の責任施工を担うことができる、いわば上級職長）の能力が鍵を握っています。このため、国土交通省では、平成20年4月1日より、工事現場において基幹的な役割を担うために必要な技能に関する講習を登録し、登録された講習を修了した者を、建設業法第27条の23に定める経営事項審査の加点対象とすることにより、建設業者の技術的能力を評価することとしました。登録基幹技能者講習実施機関として講習事務を行うためには、申請の手続きを行い、所定の要件に適合するかどうかについて国土交通大臣の審査を受け、その登録を受ける必要があります。】

登録基幹技能者講習実施機関：(2017年6月現在)

(一社) 日本電設工業協会、(一社) 日本橋梁建設協会、(一社) 日本造園建設業協会など、33職種の42団体が登録されています。

この内、基礎ぐい工事に係る講習実施機関は下記の二機関です。

[講習名称：登録基礎工基幹技能者講習]

(一社) 全国基礎工事業団体連合会（全基連）〔既製ぐい工事を主対象〕

(一社) 日本基礎建設協会（日基協）〔場所打ちぐい工事を対象〕

講習を修了し試験に合格した者には(一社) 全国基礎工事業団体連合会及び(一社) 日本基礎建設協会から「登録基礎工基幹技能者講習修了証」が与えられます。

3. 「登録基礎工基幹技能者講習修了証」の取得を希望される方へご案内

「基礎施工士」と「登録基礎工基幹技能者」に関するご説明は以上のとおりです。

上記のとおり、COPITAは、登録基礎ぐい工事試験を実施し、その合格者に「基礎施工士」の称号を付与していますが、登録基礎工基幹技能者講習については実施しておりません。従いまして、「登録基礎工基幹技能者講習修了証」の取得を希望される場合は、(一社) 全国基礎工事業団体連合会が実施する「登録基礎工基幹技能者講習」を受講して頂くようご案内申し上げます。